

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う整備に関する条例案 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」)が一部改正され、教育委員会委員長職が廃止されること、新教育長は特別職の身分のみを有することとなること、新教育長の勤務条件等について規定する必要があること、新教育長は教育委員ではなくなること等から、関係条例について規定の整備等を行ったため、所要の改正を行う。

1. 新教育長の身分変更

法律上の位置づけ

現行

- 地方公務員法第3条第3項第1号により、教育委員会の委員(教育長を含む)は全て特別職である。
- 一方、教育公務員特例法において、教育長は一般職という扱いがされている。(ただし、第16条により一般職とは別に条例で定めることとされている。)

改正後

- 新教育長は、教育委員ではなくなる。(委員定数の改正)
- 新教育長は、特別職となる。(例規上の位置づけが変更)
- 新教育長は、現行の委員長の職務を兼ねる(委員長の廃止)
- 知事、副知事等とは異なり、新教育長の服務は地教行法に規定されている。(例: 常勤、職務専念義務がある)など



現行

以下の①～④の内容が「教育長の給与等に関する条例」に規定されている。

(一般職の身分も有し、教育公務員特例法第16条の規定があることから、特別職とも一般職とも別に、条例を制定)

- ① 給与 : 一般職とは異なる
(条例で定めた範囲で、知事と協議して決める)
- ② 手当 : 一般職とは異なる
(通勤手当、期末手当および退職手当のみ支給)
- ③ 旅費 : 一般職に準じる
- ④ 勤務条件 : 一般職に準じる(勤務時間や休日等)

本章の条例上の規定

⑤ 教育委員の定数 (6人)

2. その他 地教行法の条文が改正され、条ずれが生じたことから、当該条項を引用する条例について所要の改正が必要

施行日

①特別職の職員の給与等に関する条例

他の特別職の職員と同様に、「滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例」に規定
→ 一般職の身分がなくなり、特別職となつたため
給与、手当(通勤手当、期末手当および退職手当のみ)、旅費について規定

②教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

一般職に準じる形で規定。現行の「教育長の給与等に関する条例」の題名を改正し、勤務時間等に関する事を包括的に規定。職務専念義務の特例も、これに含まれる。

③教育委員会委員定数条例

→ 新教育長は教育委員ではなくなるため、1名定数を減ずる必要がある

上記の教育長の身分の変更については、法律の経過措置により、現教育長の任期満了までは現行制度が存続するとされていることから、新教育長の設置および委員長の廃止に係る改正については、現教育長の任期満了日の翌日(平成28年4月1日)までの間において、規則で定める日から施行することとする。(条ずれ対応は27年4月1日施行)